

薬物乱用青少年の実情とその対策

和田謙寿

一
第二次世界大戦後麻薬の問題は全世界の主要課題となっている。米国においても大統領の施政演説の際には必ずその中心となる課題の一つに、麻薬問題がとり挙げられているということは、その重要性を考えられるのである。

わが国は世界の経済大国の第一位を占める国家であり、数ある麻薬乱用国が麻薬・覚せい剤を鋒先にしてわが国を目標として迫っていることを忘れてはならない。このままでは、やがて欧米なみの麻薬乱用国になる恐れは必定のことである。このような立場に留意して国家をはじめ地方公共団体では、麻薬や覚せい剤の密輸に対して異例な程に気を配っている。それにもかかわらず海外旅行者や暴力団等を通じて、若者たちの間に不良薬物の乱用は浸透しつつある。これはわが国のみの問題ではなく全世界の傾向として今や注目さ

れている所である。一九九〇年二月、全世界に薬物乱用が重大かつ永続的な脅威となっていることを深く憂慮して、国連麻薬特別総会が開催され、「政治宣言」と「世界行動計画」が採択され、一九九一年より二〇〇〇年を「国連麻薬乱用撲滅一〇年」のもとに運営することが決定されたのである。

わが国では、一九八七年、閣議の了解により、厚生省・警察庁・共管のもとに薬物乱用防止の啓発団体としての「財団法人、麻薬・覚せい剤乱用防止センター」が設立される運びとなったのであるが、私も当会の評議員として重責を受けている一員であり、更に、全国少年補導員協議会会長（警察庁）として少年の指導に当る傍ら、大学において青少年問題研究の講座を担当している都合上「薬物乱用青少年の実情とその対策」という題名のもとに、学生諸君に是非「麻薬・覚せい剤等の薬物」を通じた知識を持ち、薬物乱用を許すことのない国民の世論づくりに協力を求むる次第である。

二

わが国に麻薬が、つまり、中毒性薬物⁽¹⁾が持込まれたのはアヘンをもって始まり、室町時代にはすでに存在したといわれている。江戸時代の中期には医療用として用いられたがその扱いはことのほか厳しく、違反者には死刑が課せられたといわれている。明治の時代にはアヘン戦争が隣国であり、アヘンの有害とみじめさは明治政府をして断固たる態度をとらしめたのである。その主旨影響のもとにわが国には薬物の弊害は起らなかった。江戸幕府の鎖国政策の一因も一説には、キリシタン・バテレンの禁止策の外に、薬物侵入に歯止をかけたのではないかと考えられている。麻薬犯の検挙は昭和五年頃までは年間百人程度にとどまったが十年頃には六百人位増加したといわれている。その後戦争に入ると共に検挙者は減少したが、昭和二十年終戦と共に覚せい剤、メタアンフェタミン(ヒロポン)が出回りはじめ、昭和二十三年頃から三十年頃にかけて多量出現するに至った。ヒロポン⁽²⁾は一八八八年(明治二十一年)に日本の薬学者長井博士によってエフェドリンから合成された薬品であり、戦時中、少量の使用で眠気や疲労感を除去し、気分を爽快にする作用があるので軍隊における夜間行動用として潜水艦や航空機の乗員のために使用せられたのである。「第一期覚せい剤乱用期」終戦後は民間

に流れ昭和二十年から三十年のはじめにかけて、暴力団等を通して二十五歳から三十五歳位にかけての比較的年齢の高い層の人たちの間に乱用され、職業的には、土建業、交通運輸関係、風俗営業、接客業などに、女子においては、年齢二〇歳から二十九歳位の者たちに多く、トルコ風呂、キャバレー等の風俗営業・接客業に従事している者の間に広がりを見せた。

ヒロポン⁽³⁾流行の初期には作家や音楽家・芸能人・学生の間にも使用せられたが、徐々に大都市を中心とした盛場やドヤ街・売春婦・非行グループなどに移って行き、その中には二十代の者たちも多かった。私もこの頃有楽町で、ダンシングチームの二十代の女性をヒロポン乱用の行為で補導したことがある。彼女らの厳しい練習がかえってかような行為へと走らせてしまったのであろう。昭和十六年メタアンフェタミン製剤がヒロポン(大日本製薬)ホスピタン(参天堂製薬)の商品名で発売された。昭和二十六年覚せい剤取締法が制定されて覚せい剤の製造は禁止された。ヒロポン乱用の最盛期であった昭和二十九年⁽⁵⁾には五万五千人も検挙されているが、国内で多く密造されたので警察の取締りは厳しくなりその後減退した。昭和三十五年⁽⁶⁾から三十八年代を中心としてヘロインや睡眠薬が乱用され、青少年の間にその影響を与えた。これは「第二期の覚せい剤の乱用期」と呼ばれているが、ヘロイン

モルヒネなどの麻薬事犯が年間二千人ほどの数で検挙され、麻薬による中毒者は四〇五万人に及んだといわれている。昭和三十六年⁷⁾には未成年者の薬物乱用が睡眠薬遊びに及んだといわれている。この年の薬物による全国少年の補導数は一六六五人、このうち五十八%が東京で占められていた。男子が乱用者のうち七〇%、女子が三〇%、年齢的には十五歳をピークとして中学・高校生が六割を占めている。睡眠薬の中心はハイミナルである。ハイミナルを使用している少年たちは「ラ・リ・ル・レ・ロ」の音声を使用しがたく、「ラ・リ・ル・レ・ロ」の発音に不便を感じ、吃ったので、睡眠薬少年に対して「ラリッチャウ」という別語が通用した。ヒロポンやハイミナルが青少年を中心に乱用されたのに対して、ヘロイン（麻薬）は青壮年の間に多く用いられた。昭和四十年の前後にかけて都市への人口集中が急速に進み、都会への若者たちの進出が急増して深夜営業の喫茶店が各地に現われた。これらを拠点として、シンナーやトルエン・接着剤などの揮発性のガスを吸引するシンナー遊び、更にヘロインなどの薬物の乱用が各地に広まった。暴力団の介入はこのような状況に益々拍車をかけた。昭和四十三年から四年をピークに、シンナーによる死亡者が多数出現したことから、昭和四十七年に「毒物及び劇物取締法」が改正になり、当時これらの事件は大きな社会問題となったが、啓蒙活動による官民

一体となつての対策や法改正による罰則の強化などにより大事には至らなかつた。昭和四十五年頃より「第三期の覚せい剤乱用期」がはじまり、今尚続いている。この年急激な増加を見せた覚せい剤乱用も、昭和四十八年法の改正による覚せい剤取締法の罰則強化により翌年には減少したが、その後再び乱用者も増加し、昭和五十一年には多くの少年少女たちが補導されている。十五・十六・十七歳で全体の六〇%を占めていた。これが流行しはじめた頃には彼等はまだ小学校の低学年生であつた。昭和五十二年⁹⁾十一月一日、参議院文教委員会において、当時青少年たちの間に覚せい剤の蔓延する兆があつたので、「青少年の麻薬・覚せい剤等乱用防止に関する決議」が発せられた。「近年、麻薬・覚せい剤等を乱用する青少年が増えつつあることは、健全な青少年の育成上由々しい問題であることを認識し、これを防止するため、文部省、総理府、警察庁、厚生省等関係行政機関は協力して次の措置を講ずべきである。

一、麻薬・覚せい剤等の不法手段による国内流入とその使用により、害毒がひろがりつつあることにかんがみ、医療用以外の使用の取締りと防止対策をいつそう強化すること。
二、学校教育において、麻薬・覚せい剤等の使用が精神・健康に及ぼす悪影響について、実例をもつて科学的に深く理解させるとともに、これを使用しないよう指導の徹底を

図ること。

三、社会教育その他あらゆる機会を通じて、地域・家庭に対する麻薬・覚せい剤等のおそろしい実情の周知徹底にいつそう努め、家庭における教育指導の強化を図ること、右決議す。」

昭和五十五年⁽¹⁰⁾以降七年間連続して麻薬事犯は二万人台を記録している。更にまた、大麻（マリファナ）の密輸による不法所持が問題となっているが、昭和五十年代に入ると芸能人や若手を中心とした大麻との関係が大きくなりあげられている。昭和五十七年⁽¹¹⁾の麻薬事犯の検挙人員は一四〇〇人、五十八年には一四八四人と前年に比して八十四人の増加となっている。

その内容は両年共、大麻取締法違反が七十七・四％、六十九・七％と過半数の第一位を占め、次いであへん法違反十八・〇％、二十五・八、麻薬取締法違反四・六％、四・七％の順となっている。覚せい剤の乱用については、昭和五十八年代に男性一万九三二七人（八十二・九％）女性三九七四人（十七・一％）計二万三三三〇一人が検挙されているが、同年検挙された少年の割合は全検挙者の十一・四％、二六六七人に及び目を被えぬものがあつた。昭和六十二年⁽¹²⁾の覚せい剤の押収量は、約七〇二・七kgで過去の最高である。昭和六十一年の押収量（約三五〇・四kg）を三五二・三kg上回り、三年連続し

て史上最高の記録であるとされている。昭和六十三年⁽¹³⁾三二〇・六kg平成元年の二一九・〇kg平成二年の二七九・一kg、当局のなみなみならぬ努力により多少減少しているものの薬を許せぬ現状である。平成二年六月十九日に麻薬取締法等の一部改正する法律が通り。八月二十五日より施行された。

これにより麻薬取締法の名称が麻薬及び向精神薬取締法と変更され、向精神薬取扱者の免許・登録制度を設けることになった。平成二年に麻薬事犯による検挙者を職業的に分類すると、麻薬及び向精神薬取締法違反では、風俗営業以外の飲食業関係者が二十九人、商人が十九人、風俗営業関係者が十一人、大学生が十一人と前年より増加している。大麻取締法違反では、風俗営業以外の飲食業関係者が一四九人、会社事務員が一二八人、風俗営業関係者が一〇四人の順となっている。高校生や大学生、各種学校生も前年より増加し若い人たちの間に薬物の浸透していることが特徴である。麻薬事犯による検挙者の年齢は、麻薬及び向精神薬取締法違反では二十歳代の検挙者が一二一人で全体の五〇・九％、三十代が八十五人で三十五・七％、全体で八十七％からを占めている。大麻取締法違反では二十歳代が多く、六九六人が検挙され六〇％を占め、十九歳以下の検挙者は一五八人、九・八％を占め、若手の間に増加していることがわかる。

わが国の薬物乱用の中心は引続き覚せい剤事犯にあり、平

成三年は一六〇九三人を桜挙し、一二一・〇kgを押収している。とくに問題は青少年層における乱用の拡大であり、再び増加の傾向にあることは誠に遺憾である。

三

食料問題、経済問題、薬物の問題は一国家のみの問題として解決出来るものではなく、国際的な協力のもとに努力して行くことが唯一なる方法であると考えられる。一九八四年麻薬等の諸問題について国際世論が高まり第三十九回国連総会において、国連委員会に対し新条約案をつくるべく準備作業をすすめるよう決議がなされた。その後¹⁴一九〇九年、日本・英国・アメリカ・フランス等の十三ヶ国が上海にて国際あへん会議を開き、あへんの不正使用防止について討議がなされた。

一九六一年「麻薬に関する単一条約」が、これまで各国別別に行われ協力性がなく、効果の薄かったものがニューヨークにおいて採択され、一九四二年より発効することになった。その後時代に即するための改正が行われ、一九七五年八月に発効したが、その内容は国際麻薬統制委員会の権限強化に関するものであった。薬物の乱用は現在世界的に深刻な問題であり、各国共通の課題となっている。わが国もその重要性を痛感し、麻薬や大麻、覚せい剤等の薬物と絶対的に縁を

切るためには、その為の国際協力が必要であるとの立場より、昭和六十一年九月に東京において、東南アジアを中心とした二十三ヶ国が集まり、「第二十五回麻薬犯罪取締りセミナー」を開催したのである。同年三月キャンベラで開かれた国際連合主催の「アジア・太平洋地域麻薬対策会議」同年七月ウイーンで開かれた同じく国連主催による「世界麻薬取締機関長会議」にも参加して、薬物対策に関する情報交換に協力したのである。覚せい剤の乱用は世界的に見て日本は著名な国であるといわれているが、わが国で乱用されている覚せい剤はその多くが海外より密輸入によるものであり、その出所は韓国と台湾にあるといわれているが、最近韓国当局の厳しい取締りの結果、韓国ルートは減少したといわれている。密輸の仕掛人は暴力団などの密売組織を通じて国内に流れるのである。定かではないが、米国・エジプト・西ドイツ・ニュージーランド・香港、などの密売や乱用も一部に伝えられている。一説には南米のコカインは著名な存在であるが、この地の密売組織の者たちが経済大国日本を狙っているといわれているが、薬物侵入に対しては今後大いなる関心を払うべきである。平成二年¹⁵の覚せい剤検挙人員一五〇〇〇人、大麻は一五〇〇人、数としては多くはないが、わが国としては史上最高の数である。密売人に対するアンケートによると、「今後儲かりそうな薬物は何であるか？」の問に対し

て、覚せい剤は除いても、一番は大麻、二番目はコカインと答えているところに今後の問題が残る。密売人たちの多くは覚せい剤がうまくいかなければ、大麻とコカインに移動して行くであろうと意識しているのである。

アンフェタミンは⁽¹⁶⁾硫酸塩として結晶し、メタンフェタミンは塩酸塩として結晶し、後者はヒロポンの名のもとに第二次世界大戦後期より戦後にかけて覚せい剤乱用時代に乱用されたものである。両者共に白色無臭の粉末で苦味を呈し、水またはアルコールに溶けるといわれている。それ故彼等は水に溶かして注射による体内投与をしている。その多くは静脈注射によるが、一般に薬物は分量如何によってそれ相応の⁽¹⁷⁾効果があるといわれている。薬物を適量使用した場合は有益な効果を得られ、少量の場合には効果が現われず、多量摂取すると有害になる場合が多いとされている。

覚せい剤を使いはじめると、精神依存性のため繰り返して求めなくてはならなくなる。気分が爽快となり⁽¹⁸⁾自信が増大して疲労感がとれる。使用した時の快い気分が忘れられず薬の効能の去った時の疲労感も手伝って、またまた使用したくなる。外面的にはよく水分をとりよくしゃべる。キョロキョロして落付がなく、薬が切れると不安に陥り強迫的に薬物を追いまわす。長期にわたり薬を使用し続けると幻覚や妄想状態になり、幻覚は幻聴や幻視が、妄想は被害・追跡妄想を中心

に現われる。かような禁断症状は今まで用いていた覚せい剤と類した薬物を使用することによって、その難より免かれることが出来るので、薬物の依存は益々強烈となり自力で薬物を断ち切ることは不可能になる。薬物を⁽²⁰⁾何度も繰返し大量に長い間使用していると薬物の効果は徐々に減退し、初期の効果をを得るためには増量することが必要となる。このような事々々をしている間に、精神病を発病することもあるという。かゝる症状は薬物の急性作用によって生ずるものであり、人によっては妄想や幻覚、傷害行為等の症状をなす者が二〇%前後あるといわれている。妄想の一環として症状が重くなるにつれて、「天井や壁のしみが人の顔に見えたり、毛虫やへびが部屋の中を徘徊したり、警察に追われている。」「誰かに狙われ殺される。」「尾行されている。」などの立場から半狂乱となり凶悪粗暴な行動に走る場合があるという。

たゞし⁽²¹⁾少量の覚せい剤を使用した時は、中枢神経興奮作用のはたらきを受け仕事の効率が上昇しているかのように見える場合もあるというが、当人自身慎重な判断力を欠いているので危険度は高い。

麻薬は色々な面でわれわれに害毒を及ぼしているが、麻薬・覚せい剤乱用防止センター発行の啓蒙誌中に、コカイン・ペイビーの題目のもとに「麻薬中毒患者の母親から生まれた赤ちゃんは、胎内にいる間に麻薬におかされているという恐

るべき事実が報告されている。

コカイン・ベビーと呼ばれるこれらの赤ちゃんたちは、生まれながらに腰や身体に障害があり、出生以来、新生児集中治療室から離れることができない子供も多く、アメリカ最大の悲劇といわれている。麻薬売買の市場に狙われている日本にも、コカインベビーの危機が押寄せている現実を認識しなければならぬ。⁽²²⁾と述べられている。

コカイン乱用者の母親から生まれた乳幼児に様々な弊害児が見られているとして、「震えの止まらない子、何時間も泣き止まない子、奇形児、脳萎縮情緒不安定児、早産、死産の発生率の異常に高いこと」を掲げている。

このように世間では覚せい剤を中心とした薬物が何故に増加しているのだろうか、

一、覚せい剤を中心とした薬物の密売の多くが暴力団の最大の資金源となっていること。

二、供給源の主力が国外にあるということから、取締上の供給ルートの根絶が非常に困難であること。

三、覚せい剤乱用の弊害とそれに対する罪意識が低く安易に考えられていること。

四、暴力団の売買の方法が悪質巧妙になり発見され証拠を残さぬことに意を注いでいること。

等によるものである。

薬物乱用者、とくに覚せい剤の使用者はひとたび乱用を始めると止められなくなり、退薬時の疲労感も手伝い反復使用するようになる。薬物使用が長期化すると共に体の変調を示し、家庭生活や就職の面にも不便をもたらし、薬に対する欲求は益々強くなる。ついには金銭面に不自由を来たし窃盗や強盗などへの犯行に進んでしまう。幻覚⁽²³⁾や強迫妄想は、1、自殺せよとの幻聴で自宅に放火したり、2、自分が殺されると妄想し、居合わせた知人を殺傷したり、3、追われていると妄想により他人の家へ押入り、住んでいた夫婦に暴行を加え傷害したり、そのような薬物の害は意外に多方面に普及している。従来よりの覚せい剤とその犯罪種別についてを考察すると、やはり刑法犯では、1、強盗が圧倒的に多く、2、傷害、3、放火、4、殺人、5、恐喝の順になっており、その他、道路交通法違反や自殺、中毒死などの問題が注目されている。

わが国では薬物に関する刑罰は重く厳しいものがあり、覚せい剤の場合も同様重視されている。つまり、覚せい剤を使用するだけではなく、不正に所持しているだけで十年以下の懲役、覚せい剤の原料でも不正に所持・使用すれば七年以下の懲役が課せられることになっている。わが国の薬物使用⁽²⁴⁾の原則は極度に厳しいものであり、「国内より全部をなくす。」ということをもットーしているのである。その立場を実現す

るために警察庁は次の原則を打ち立てている。それは末端乱用者を徹底的に検挙することである。薬物の取締りにおいてわが国の諸外国と大いに異なるところは、薬物の単なる所持だけではなく、使用するということも処罰の対象になるということである。一グラムの薬物を所持していなくとも、その人の身体から使用したという証拠が出れば、使用罪ということの有罪が成立ってしまうことになる。これは薬事法における日本の誇るべき独自のものである。覚せい剤乱用は青壮年を中心にして大戦終了後、わが国都会部に流行したことは前言った通りである。次いで「睡眠薬遊び」が昭和三十年頃から注目されるようになった。その後各地で乱用が広がり昭和三十八年頃には益々その度を加えた。未成年に乱用されたところの睡眠薬の中心はハイミナルであったが、その他、プロバリン・バラミン・ネネなどの同類の薬物が飲料水を通して用いられた。昭和三十八年のピーク時には警視庁だけでも二〇〇〇人からの少年たちが補導された。睡眠薬が出廻り睡眠薬遊びが国内に蔓延すると国では昭和三十八年六月に、多くの睡眠薬を劇薬に指定してその種の薬物を制限した。それ故従来睡眠薬として入手出来たハイミナルなどの薬物が求められなくなったので、乱用少年たちは非常に困り、少量の薬品で効果をあげるべく色々な策を考えた。今まではジュースやサイダー、紅茶などの中に睡眠薬を混合させて飲用してい

たものを、その後はアルコール類、つまり、日本酒やビールの中に混合して効果力を大きくして飲んだのである。睡眠薬ゆえ、飲用すれば眠るのが通例であるが、乱用者のその他の現れ方としては色々あり、はしや²⁵いだり、よだれを出しながらくだを巻いたり、しゃべったりする者もいた。中には飲用後、飲酒したときと同様な症状を起し、大人の場合に比較して強度の反社会的行動を起し、周囲の人たちを困らせた場合もあった。薬物の作用によって自制心を失い、目がすわり、足をとられてふらふら歩き、態度も大袈裟になり、普段と異なる態度を示す。駐車している自動車を無断で動かして事故を起したり、異性に暴行を加えたり、万引をしたり、等のケースも少なくない。私も昭和三十八年五月のこと、六本木を中心に睡眠薬乱用の少年を世話したことがある。彼は夜九時すぎになると街に出かけ、喫茶店・路上を歩き廻る。何組かの同類が集まり撈揆をする者もあれば、見知らぬ人たちとラリッテいる者もある。車道をフラフラ姿で通りぬける。車にひかれそうになると、さっとでは無いが上手にくぐり抜ける。時折、睡眠薬乱用少年の交通事故が新聞紙上の記事になるが、運転手も気をつけて運転をしているのであろう、その割に被害者は少ない。今でも当時彼等の話し合っていたラリッ・タ言葉は耳元から離れない。私の指導を頼まれた少年はその頃高校二年の男子だった。父親は有名大学出身の会社重役

だった。睡眠薬乱用を長くしていた人たちは、「ラリルレロ」のラ行の音をハッキリと言えず、口籠り、吃りのような態度をとるのである。昭和三十八年六月睡眠薬の劇薬指定は益々厳しくなり、ハイミナルを主とした薬物の多くは殆んど彼等の手には入らなくなった。薬物の値段が上昇すると薬を保持することは大変である。彼等は前述した多く少量の薬品の効果を最大限に活かすべく、色々な方法を悪友たちと工夫した。ビールでは度数が底いので睡眠薬の中へウイスキーを混ぜた人たちもいた。頭痛薬等の鎮痛剤、セメダインやボンド、などの接着剤を入れて試した人たちもいたし、中にはその根拠はわからぬが、味の素や目薬・塩など、最後にはバナナの皮裏の白色の部分を乾燥させ粉末にして入れた者まであった。当時彼等の言によれば、バナナの粉末はアメリカで流行していた名残であると漏らしていた。目的のためにはあらゆる手段を選び考える。実に恐ろしき究みである。睡眠薬は中学高学年や高校生、無職少年の間に流行したものであるが、その隠し処としては、ズボンの折り目の中や靴下の中、風邪薬や胃腸薬の入れもの等を使用する場合が多く、女子は下着の間などにかくしている場合もあって、その発見には非常にむずかしいものがあつた。

元来、鎮静⁽²⁶⁾・催眠薬は、大脳皮質が適度に抑制された酩酊状態の際に得られる快感を求めた薬物の投与行動であるとい

う。少量摂取することによって鎮静作用や痙攣抑制作用を示し、やゝ量を増すことによって睡眠作用は顕著になる。シンナー乱用は睡眠薬遊びが下火になった昭和四十二年頃から現れ、同年広島県で五人の高校生が乱用により死亡するという事件が起り、その後社会問題化するのを尻目に急速な勢いで広まり、補導された少年は昭和四十二年には二五〇七人であつた。

若年層のシンナー・トルエンの乱用は昭和四十年代後半から再び大きな社会問題となっている。その後シンナーの吸引者は益々増加し、昭和四十五年には四〇〇四五人、四十六年には四九五八七人とピークを示し、その後、昭和四十七年八月に、毒物及び劇物取締法の一部が改正され、シンナー等の乱用行為や販売行為が規制されたため、翌昭和四十八年には補導された人員が減少した。漸減したとはいえ、昭和五十四年には四〇四三三人と四万人台を越えている。その後少年たちの間に覚せい剤を中心として他の薬物が入つたので、シンナー乱用の少年数は減少しているが、平成元年には二一五五二人、うち男子一四五二三人（六七・四％）、女子七〇二九人（三二・六％）、平成二年二二三六六人、うち男子一四七二〇人（六五・八％）、女子七六四九人（三四・二％）、平成三年二〇二二五人、うち男子一三一九五人（六五・六％）、女子六九三〇人（三四・三％）と二万人台を下らぬ多さであつた。

シンナー⁽²⁷⁾の乱用方法は「ドリンクびんやコーラの缶にシンナーを入れて、口や鼻からその気体を吸引する方法がとられた。時には、ティッシュペーパーに浸み込ませたり、ビニールにシンナーを入れて暖めながら吸引する。

シンナーの成分のトルエンや酢酸エチルは、蒸気として肺胞を通過し、血流により脳内に達し、強く中枢神経系、大脳の働きを抑制し、麻痺させてしまう性質がある。吸引量や感受性の差により興奮・酩酊から麻酔(ときには死亡)までの広い作用範囲を示した。シンナー乱用者は吸引量をうまく調節して乱用するが、時に密室内や車内での吸引乱用で思わぬ事態を引起し死亡することもあった。乱用が進行して精神錯乱状態になり、放火や強姦、傷害、殺人などの犯罪を、時には自殺をする者もあった。

薬物使用により発生する問題を見ると、少年の場合、不良交友・喫煙・無断外泊・家出・不純異性交遊・不健全娯楽・飲酒・暴走行為・たかり・万引・怠学怠業、などの非行々々が多いといわれる。

「依存性薬物の多くは麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法・大麻取締法・あるいは毒物劇物取締法により使用が規制されているが、需要があつて規制が行われれば、密造や密輸・密売など、暴力団や不良青少年がからんでヤミ供給ルートが出来、当然のことながら未端の価格は異常なほど高く

なる。たとえば、覚せい剤、コカイン、およびヘロインなどでは、1kgの末端価格が一億円に達し(乱用一回分の価格は数千円)重量あたりの単価は貴金属をはるかに上回っているといわれる。有機溶剤(トルエン)でも一本(100〜250ml)あたり千円以上もする。しかし原価は末端密売価格の何十分の一に過ぎず、密輸・密売から得られる利益は莫大な額に達し、反社会集団にとって大きき魅力となる。日本の暴力団は覚せい剤やトルエン、更に睡眠薬(メタカロン、トリアゾラム)などの密輸・密売を手掛け、暴利を得ているという。……乱用薬物は高価であるため、増量あるいは効果増強のため、様々な物質が混入されていることが多い。覚せい剤を例にとってみると、カフェイン、ナフタリン、調味料(グルタミン酸ナトリウム)石灰(炭酸カルシウム)重曹(炭酸水素ナトリウム)など、多種多用なものが加えられていたことがある。これらの併用によって効果増強が現われたり、混入物そのもの、あるいは覚せい剤と併用効果による急性中毒が起る可能性がある。」(引用) 飢えて薬物作用の虜となり中毒化することは、この上もなく危険なことである。

四

大麻(マリファナ)⁽²⁹⁾は世界で最も乱用されているところの薬物であり、世界中で栽培されていると共に野生の大麻も存在

している。その起源も極めて古く紀元前二〇〇〇年頃の宗教書「アタルヴァ・ヴェーダ」の中に大麻草が「神聖な植物」として記載されている。紀元前五〇〇年頃にイランで編纂された、ゾロアスター教典「ゼンド・アヴェスタ」の中にも大麻草の樹脂や花穂のことが述べられ、古くから麻酔材として用いられたことを物語っている。

先ず中央アジアからイラン、その後インド、エジプト、北アフリカ、ヨーロッパに広まったものと考えられている。大麻草の葉を主にして乾燥させて吸煙する。吸煙してしばらくすると意味なく笑い出したり、時間や距離の感覚が異常になり、妄想や幻覚が現れ精神障害を起し、遺伝をつかさどる染色体にも悪影響を及ぼすといわれている。大麻草中の有効成分は、テトラヒドロカンナビノールで、乾燥した大麻草をマリファナと呼び、喫煙吸引するのが一般的な乱用方法であるとされている。

大麻草から採れる樹脂を乾燥し固形化したものが「バシツシ」で、喫煙または内服される。マリファナの幻覚の度合は個人差が大きいといわれているが、単独でマリファナタバコを喫った場合は眠気が起こり易いといわれている。集団で強烈な音楽や色彩のもとでの乱用（マリファナパーティー）では音楽や色彩が歪んで認知され、多幸感が出現し易いといわれる。マリファナの乱用は人格形成段階にある青少年の間に起

り易く、乱用によって引起される精神毒性、あるいは脳実質の変化は重要な問題であるとされている。わが国で密売や乱用されている大麻の多くは密輸によるものであるが、国内に野生しているものや不正に栽培されているものがあることを忘れてはならない。この点他の麻薬と異なるところである。

近年若者たちの海外旅行熱が高く、日本をとり巻く地域に大麻の密売が行われ、しかも安価で入手ができて喫煙と同じ方法で吸煙せられるため、青少年の間に普及せられている。とくに著名な芸能人たちの大麻のマスコミ報道が紙面を賑しているため更に身近なものとなりつゝある。大麻は他の薬物と同様に分裂病的類似の症状や心臓・肺・生殖器官等に障害を起すといわれているが、他方若者たちの間からは他の薬物に比して入手し易い上、一般化していると誤解されているので、色々な思惑が取沙汰されているといわれている。そのようなことから「大麻無害論」が生ずるのであろう。大麻の精神毒性は低量で慢性障害が目立ちにくいので、一部には無害論があるといわれている。そのため使用者の間に罪悪感が乏しく、すでに数十万人からの使用者があるといわれている。しかし大麻は、高濃度の吸煙では、急性中毒としての幻覚妄想や錯乱状態も出るし、慢性化すると錯乱や幻覚、知能の低下なども発現し、無害でないことを知らせている。アメリカにも大麻の無害論が横行して、一九七〇年代の終りの頃、乱用

が高校生などの若手の間に及び、推定四三〇〇万人の多数を数えたといわれている。現在アメリカの深刻な麻薬事情の下火は、大麻の無害論に端を発して現われ、やがてコカイン、ヘロインへと拡大していったのだといわれている。経済大国であるわが国もこの点大いに考えるべきである。とくに最近、高濃度の大麻製品が出回っているというので、その有害性が心配されている。

大麻（乾燥大麻）事犯は、昭和四十五年七三三人から四十九年までは七〇〇人代であったが、昭和五十年代、九〇九人、から徐々に増加し昭和五十五年には一四三三人を見るに至った。その後の数年間は増減を繰り返していたが、平成二年には大麻取締法違反で検挙された者は一六二〇人で、前年の一四七〇人に比して一五〇人も増加している。大麻の押収量は乾燥大麻が一八九・二kgで、前年の四四六・〇kgに對比して二五六・八kgと減少はしているもの、大麻樹脂は一四・二kgと前年の二・七kgに比べて十一・五kgも増加している。

五

東京と大阪の繁華街⁽³³⁾を中心に麻薬覚せい剤乱用防止センターが今年二月八日から十六日までの間、二十歳前後の若者「東京（渋谷・新宿・六本木地区の男女計三六〇人）大阪（梅田・

難波地区の男女計二四〇人）合計六〇〇人」を中心に薬物乱用に関する意識調査を行った。1、麻薬・覚せい剤・シンナーという言葉聞いた時、直感的にどう思うかについて「恐ろしい・怖い」という人が八五名でトップ、以下、「やくざ・暴力団」六〇名、「芸能人」四八名、「体に害を与える」四六名、「中毒・中毒患者」四三名、がベスト五だった。2、麻薬・覚せい剤・シンナーなどについての受け止め方については、「恐ろしいものだと思う」のは、覚せい剤（九五・五%）ヘロイン・モルヒネなどの麻薬（九三・五%）については九割以上を示しているが、コカイン（八六・二%）大麻・マリファナ（七七・八%）シンナー（六九・八%）と七割台にとどまり、向精神薬の鎮痛剤・睡眠薬に至っては二五・七%に過ぎず、四人のうち三人までもが問題意識のないことがわかった。他の薬物についても逆に言えば、「麻薬」「覚せい剤」についても五%前後、「コカイン」で一割強、「大麻・マリファナ」で二割、「シンナー」については三割の者が、「恐ろしいものだとは思わない」ということがわかり、今後日本の国の薬物乱用に対する無防備さが切実に考えられる。3、薬物の中で「気分がすっきりするなどの効用があるので、上手に使えば問題ないと思うもの」では、鎮痛剤・睡眠薬をあげる人が四七・〇%と半数近を占め、そのほか大麻・マリファナ（六・〇%）シンナー（三・五%）麻薬ヘロイン・モルヒネ（二・〇

%) コカイン(一・五%) 覚せい剤(〇・二%) の順となっている。都会のヤングの二十三人に一人(四・三%) が大麻乱用に、五十九人に一人(一・七%) がコカインに誘われたことがあると述べている。

覚せい剤は一・五% 実際の押収量(昨年) は覚せい剤二七五・八kg に対して、コカイン六八・八kg と大きな差がある。

それだけに覚せい剤だけではなく、コカインなどの麻薬がかなりわが国へ浸透していることをうかがわせる。現に高校生同士で大麻が売りさばかれていた事件、短期の海外留学で麻薬を覚え中毒になった高校生など、青少年に浸透する薬物汚染の実例は確実に増えている。とくに十〜二十歳代の若い女性の薬物密輸が最近増えつつあるという。東京の渋谷で深夜に集まる十代の若者たちのグループ「チーム」族が、マスキミで取りあげられているが、かつて有機溶剤(シンナートルエン) 流行のきっかけをつくった新宿のフーテン族同様、かゝる少年たちがコカイン拡散のルートをつくる可能性を危険視する専門家もいるが、青少年を取り巻く環境は楽観できぬと警告している。(東西南北統一連合紙所載)

昭和四十六年⁽³⁴⁾には少年の覚せい剤事犯は、成人の中で占める割合が一・六%、昭和四十七年は一・七%であった。昭和五十四年には少年による覚せい剤事犯は検挙補導人員一六六三人で学識別には有・無職少年が全体の八十九・五%を占め、

薬物乱用青少年の実情とその対策(和田)

中高校生も一四〇人の八・四%となっている。女子の総数に占める割合は三十四・三%で、中学生で男子を上回っているのが特色である。尚、同年警察庁の覚せい剤⁽³⁵⁾について調査した少女たちの手記中に、「一回射って、四二・三%の者が「また射ちたい」と考えるようになるということは誠に驚くべきことである。しかも一回射っただけでまた射ちたいと思う者が統計の中で最も多くなっており、ここに危険性が見られる。最初は、「いや」と思っても、回数を重ねてしまい、十回注射するまでには、止められなくなってしまふ者の多いことも特徴的である。」約半数の者が四回から九回位注射すると幻覚が開始たと答えている。少女たちの場合、これがほゞ平均であるように思われる。と、注目すべき内容を特記している。昭和五十五年に覚せい剤事犯で検挙補導された少年数は二〇三一人で、前年より三六八人(三十一・一%)の増加である。昭和五十七年には、少年は全検挙者の十一・八%に当る二七五〇人で、前年に比して依然増加している。その後平成元年に有機溶剤(シンナー等)で検挙された者の八五・一%は少年であり、有機溶剤はわが国で最も年少で始まる乱用薬物であると共に、乱用者の年代が圧倒的に少年に集中していることを示している。ここ一〜二年は初発年齢が十五〜六歳から十四〜五歳と、更に低下する傾向にある。

成長期にある少年は年齢が低いほど、脳、その他の蔵器に

薬物の障害を受け易く、人格の発達にも重大な影響があると
いわれている。⁽³⁶⁾

平成二年中に覚せい剤乱用で補導された犯罪少年は七六九
人で、前年に比して二一七人（二二・〇％）減少している。
現在のところ薬物乱用者の数はやゝ増加しているものゝ、平
均視すると最近数年は増減の道を辿っている。

ただしここ数年来、薬物に対する暴力団員の介入は目覚ま
しく、少女を覚せい剤中毒にして売春をさせたり、少年に対
してシンナーを密売させたりして大きな利益を得ている。少
年の健全育成の立場より暴力団対策が重要な課題となり、平
成四年三月より暴力団対策法が施行された。調査の対象とな
った少年は、平成三年一月から三月にかけての二ヶ月間で、
警察に補導、または保護された少年二二四人、男女別では、
男子が一三八人、女子が八六人であった。最近の傾向として
薬物的にわが国は、大きな試練⁽³⁸⁾を立たされている。日本は狙
われているのである。従来は密売の検挙者数の多少が問題視
されていたのであるが、以前とは別の立場より眺める必要が
生じた、1、外国人労働者の増加により多様の組織群が日本
に上陸したこと。2、従来の担ぎ屋携帯的密輸入から高速艇
や船舶による薬物搬入の大量化、今までの二kgからのもの
が、数十kg・数百kgとなっている。取引の大量化に伴い国内
末端価格も下り、一般人も買い安くなり薬物乱用に繋がるお

それがある。3、最近わが国では、子供たち（中学生から高校
低学年）の喫煙者の増加には目を被うものがあり、これらの
行為はやがて薬物乱用へと移する傾向がある。法規を犯して
までも喫煙するという慣行は、大麻・マリファナの吸煙と深
くその方法が類似しているだけに危険性を含んでいる。この
ような点に深く留意し、わが国を狙っている薬物乱用諸国か
らの汚染に対して大いに青少年を守るべきである。

註

(1) ①日本のドラッグ問題「覚せい剤乱用防止対策推進に向け
て」昭和六十二年九月、全防連発行五頁。

②三浦四郎衛「教育と医学」『現代社会と薬物依存』一九九〇
年七月、慶応通信、五八頁。

(2) 中原雄二KNOW第十四号「覚せい剤乱用の科学」一九九
〇年十二月、麻薬覚せい剤乱用防止センター二頁。

(3) 田村雅幸青少年問題第二十四卷十号「青少年をむしばむ覚
せい剤の恐怖」昭和五十二年十月、青少年問題研究会、一〇
頁。

(4) 中原雄二KNOW第十四号、前同

(5) 島田一男KNOW第七号、「薬物乱用の社会心理的背景」
一九八九年三月、麻薬覚せい剤乱用防止センター十九頁。

(6) 二宮正明KNOW第三号「取締り現場から見た薬物乱用の
実態」一九八八年三月、麻薬覚せい剤乱用防止センター十一
頁。

(7) 田村雅幸青少年問題二十四卷一〇号「青少年をむしばむ覚せい剤の恐怖」昭和五十二年十月、青少年問題研究会一〇頁。

(8) 警視庁少年心理研究会「少年の非行防止十則」昭和五十四年二月、東京母の会連合会一三六頁。

(9) 総理府「覚せい剤の恐ろしさ」資料I、昭和五十五年三月、総理府発行三四頁。

(10) ①「日本の薬物乱用問題」KNOW 創刊号、一九八七年九月、麻薬覚せい剤乱用防止センター一五頁。

②日本のドラッグ問題「我が国における中毒性薬物の歴史」昭和六十二年九月、全防連発行警察庁保安課薬物対策室八頁。

(11) ①昭和五十八年警察白書「麻薬事犯の取締り」昭和五十八年、警察庁一六九頁。

②昭和五十九年警察白書「麻薬事犯の取締り」昭和五十九年、警察庁一五三頁。

(12) KNOW 第二号「高水準で推移する覚せい剤事犯」一九八七年二月、麻薬覚せい剤乱用防止センター一二二～一五頁。

(13) 平成二年における「麻薬覚せい剤行政の概況」平成二年、厚生省薬務局二十一～四頁。

(14) 昭和六十一年における「麻薬・覚せい剤行政の概況」昭和六十一年、厚生省薬務局十四頁。

(15) 鎌原俊二薬物乱用問題に関する日米シンポジウム「日本における薬物乱用の現状と対策」平成三年十一月、麻薬・覚せい剤乱用防止センター七十六頁。

(16) 中原雄二KNOW 第十四号「覚せい剤乱用の科学Ⅱ」一九九〇年十二月、麻薬覚せい剤乱用防止センター三頁。

(17) 栗原久「社会安全」薬物乱用をめぐる問題そのI」一九九一年五月、社会安全研究財団二十四頁・二十六頁。

(18) 徳井達司KNOW 第三号「薬物乱用の臨床」一九八八年三月、麻薬覚せい剤乱用防止センター九頁。

(19) 日本のドラッグ問題「覚せい剤型薬物の特徴」昭和六十二年九月、全防連発行五頁。

(20) 「薬物の乱用・依存問題の理解のために」一九八九年二月、麻薬覚せい剤乱用防止センター六頁。

(21) 栗原久「社会安全」薬物乱用をめぐる問題その3」一九九一年十一月、社会安全研究財団三十四～五頁。

(22) 中原雄二KNOW 第十三号「薬物乱用の科学I」一九九〇年九月、麻薬覚せい剤乱用防止センター五頁。

(23) ①厚生省「覚せい剤のおそろしさ」平成元年、厚生省薬務局四～五頁。

②薬物乱用乱用防止マニュアル「薬物事犯による刑罰」麻薬覚せい剤乱用防止センター十二頁。

(24) 鎌原俊二「薬物乱用問題に関する日米シンポジウム」日本における薬物乱用の現状と対策」平成三年十一月、麻薬・覚せい剤乱用防止センター八十頁。

(25) 生活指導の手引「薬物乱用について」昭和五十一年、東京私学教育研究所、生活指導研究会十五頁。

(26) 栗原久「社会安全」薬物乱用をめぐる問題その2」一九九一年八月、社会安全研究財団三十一・三十四頁。

(27) 中原雄二KNOW 第十八号「薬物乱用の科学」一九九一年十二月、麻薬覚せい剤乱用防止センター十四頁。

薬物乱用青少年の実情とその対策（和田）

- (28) 桶田清順「社会安全」「地域社会等における暴力団排除活動の紹介」一九九一年十一月、社会安全研究財団三十三頁。
- (29) KNOW 創刊号「麻薬覚せい剤等薬物乱用問題の概況」一九八七年九月、麻薬・覚せい剤乱用防止センター十四頁。
- (30) 日本のドラッグ問題「中毒性薬物の基礎知識」昭和六十二年九月、全防連発行二頁。
- (31) 徳井達司 KNOW 第三号「薬物乱用の臨床」一九八八年三月、麻薬覚せい剤乱用防止センター一〇頁。
- (32) 厚生省「大麻取締法違反」平成二年、厚生省薬務局二十頁。
- (33) KNOW 第二〇号「麻薬覚せい剤・シンナーに関する意識と実態」一九九二年六月、麻薬覚せい剤乱用防止センター六、七、十三頁。
- (34) 警視庁少年心理研究会「荒んだ子らのカルテ―覚せい剤非行」昭和五十九年九月、東京母の会連合会一四八頁。
- (35) 総理府「覚せい剤の恐ろしさ」昭和五十五年三月、薬物乱用対策推進本部三十六頁。
- (36) 警察庁「少年非行等の概要」平成二年三月、警察庁保安部少年課十八頁。
- (37) 名和振平「社会安全」「少年を暴力団から守るために」一九九二年六月、社会安全研究財団二十二頁。
- (38) 日本のドラッグ問題「覚せい剤乱用防止対策推進に向けて」昭和六十二年九月、全防連発行五十七頁。